

愛知県における化学物質の環境への排出量等（平成 27 年度分）について

第 1 平成 27 年度の排出量等集計結果について

1 届出事業所数、排出量等の概要

届出対象となる物質は、トルエン、キシレンを始め、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある 462 種の化学物質です。また、届出対象となるのは、年間の取扱量が 1 トン以上で、かつ、従業員が 21 名以上の、製造業など 24 業種の事業所です。

表 1 届出排出量・届出取扱量等

	届出事業所数 (件)	届出排出量 (トン/年)		全排出量 (トン/年)	届出移動量 (トン/年)	届出取扱量 (トン/年)
		届出排出量 (トン/年)	届出外排出量 (トン/年)			
平成27年度	2,049	10,897	12,299	23,196	29,482	3,759,864
平成26年度	2,064	11,390	12,734	24,123	24,728	3,868,061
前年度差	△ 15	△ 493	△ 435	△ 927	4,754	△ 108,197
増減率	△ 0.7%	△ 4.3%	△ 3.4%	△ 3.8%	19.2%	△ 2.8%

2 「全排出量」の構成

「全排出量」は、県内 2,049 の事業所から届出された「届出排出量」と、届出対象とはならない事業所や、家庭、自動車等からの排出量を国が推計した「届出外排出量」の合計です。

平成 27 年度の本県の「全排出量」は 23,196 トンで、26 年度と比較すると 927 トン (3.8%) 減少しました。

全排出量の内訳では、事業者からの排出量 (届出対象の事業所 10,897 トンと届出対象とならない事業所 6,794 トンの合計) が 76.3% (17,691 トン) を占めています。

表 2 全排出量の前年度比較

	全排出量(トン/年)						合計 (トン/年)
	届出排出量 (トン/年)	届出外排出量(トン/年)				小計	
		届出外 対象業種	非対象業種	家庭	乗り物 (自動車など)		
平成27年度	10,897	3,281	3,513	2,948	2,558	12,299	23,196
平成26年度	11,390	3,277	3,753	2,897	2,807	12,734	24,123
前年度差	△ 493	4	△ 240	51	△ 249	△ 435	△ 927
増減率	△ 4.3%	0.1%	△ 6.4%	1.8%	△ 8.9%	△ 3.4%	△ 3.8%

(注) 届出外対象業種：届出対象業種（製造業など 24 業種）のうち、年間の取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者

非対象業種：届出対象となっていない業種（農業、建設業、飲食業等）の事業者

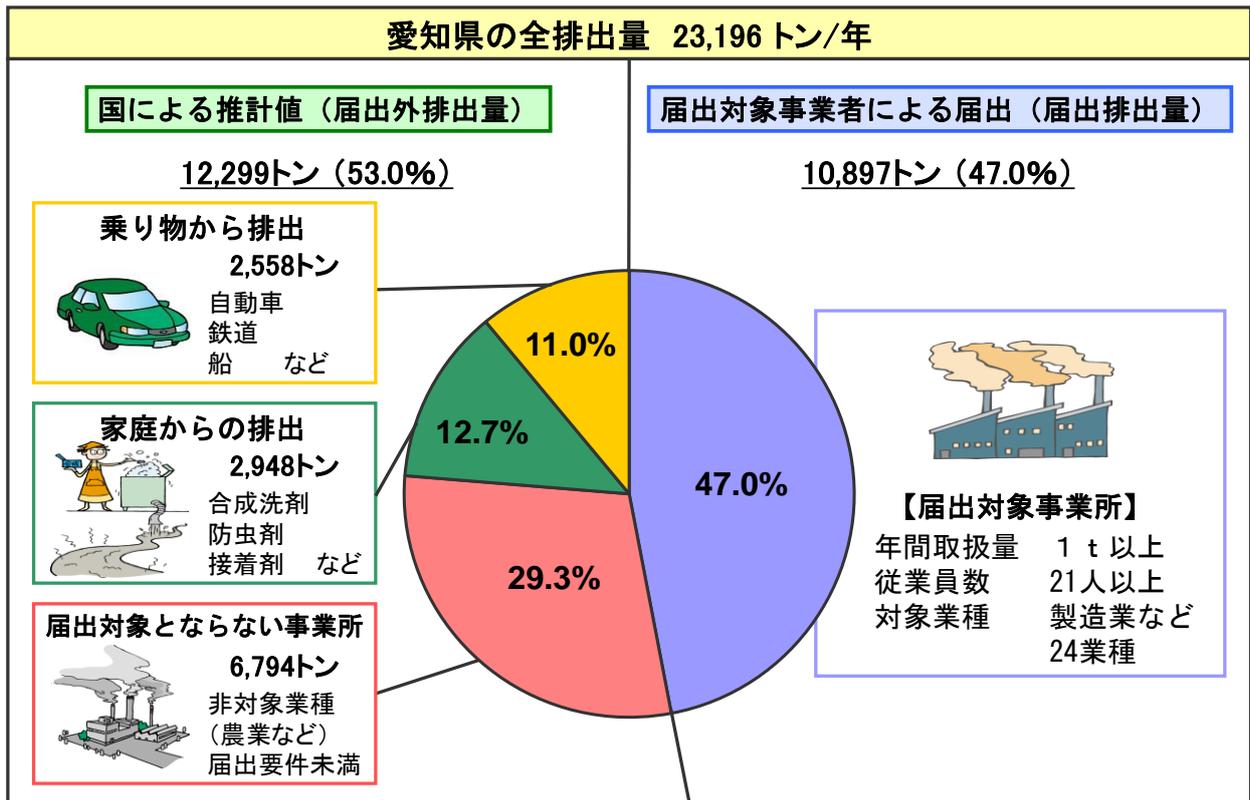


図1 全排出量の構成

3 排出量の上位5物質

届出事業者、家庭、乗り物から排出される物質のうち、上位5物質は次のとおりです。

表3 届出事業者からの排出量

	届出排出量(トン/年)						合計 (トン/年)
	①トルエン	②キシレン	③エチルベンゼン	④ノルマルーヘキサン	⑤1,2,4-トリメチルベンゼン	その他	
平成27年度	4,054	2,236	1,265	740	500	2,102	10,897
平成26年度	4,132	2,406	1,322	812	512	2,205	11,390
前年度差	△ 78	△ 170	△ 57	△ 72	△ 12	△ 103	△ 493
増減率	△ 1.9%	△ 7.1%	△ 4.3%	△ 8.9%	△ 2.4%	△ 4.7%	△ 4.3%

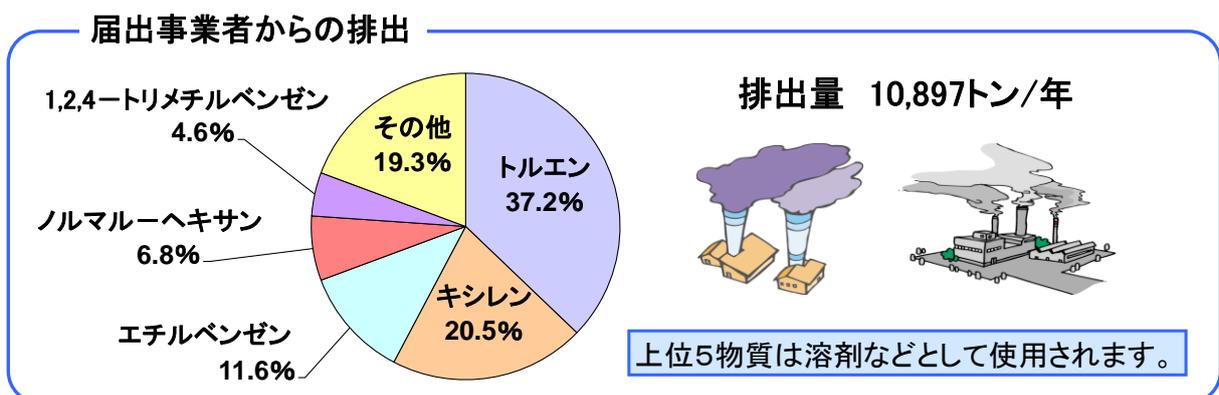


図2 届出事業者からの排出量の構成

表4 家庭からの排出量

	家庭からの排出量(トン/年)						合計 (トン/年)
	①ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	②ジクロロベンゼン	③直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	④ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	⑤ドデシル硫酸ナトリウム	その他	
平成27年度	1,036	571	497	200	133	511	2,948
平成26年度	1,099	584	462	182	115	456	2,897
前年度差	△ 62	△ 14	36	18	18	55	51
増減率	△ 5.7%	△ 2.3%	7.7%	10.0%	15.8%	12.1%	1.8%

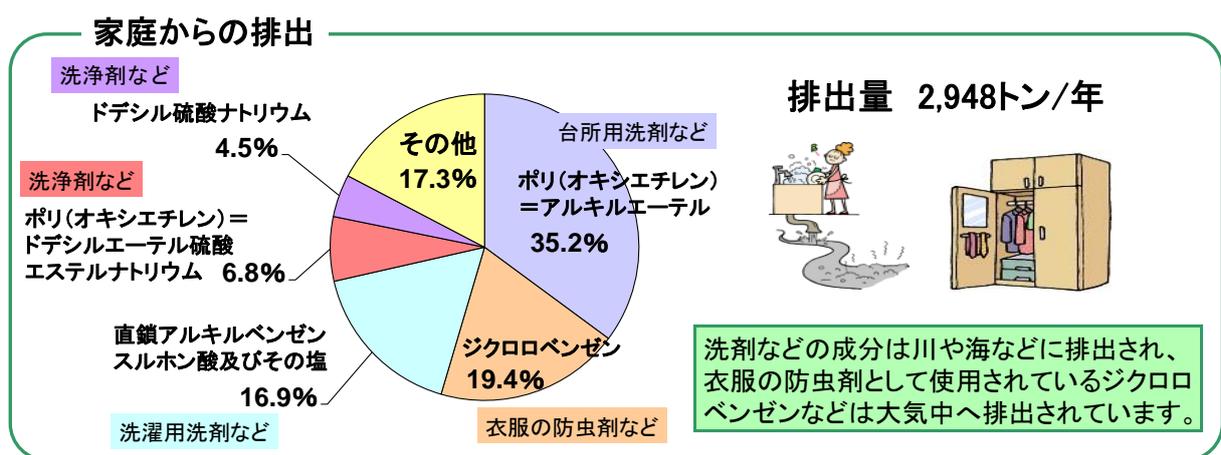


図3 家庭からの排出量の構成

表5 乗り物（自動車など）からの排出量

	乗り物(自動車など)からの排出量(トン/年)						合計 (トン/年)
	①トルエン	②キシレン	③ベンゼン	④ホルムアルデヒド	⑤ノルマルヘキサン	その他	
平成27年度	871	539	265	250	165	468	2,558
平成26年度	970	600	295	243	185	514	2,807
前年度差	△ 99	△ 61	△ 30	7	△ 20	△ 46	△ 249
増減率	△ 10.2%	△ 10.1%	△ 10.1%	2.7%	△ 10.9%	△ 9.0%	△ 8.9%

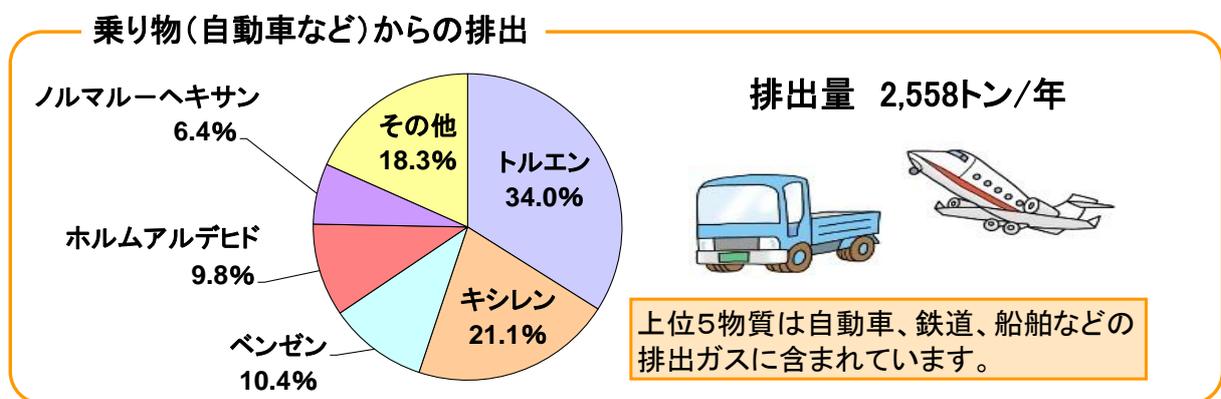


図4 乗り物からの排出量の構成

第2 排出量の経年変化について

集計を開始した平成13年度と比較すると、全排出量は43,054トン（65.0%）減少し、このうち、事業者からの排出量は40,181トン（69.4%）減少しました。

また、「届出取扱量」に対する「届出排出量」の割合は、条例により集計が始まった平成16年度（0.61%）から低下し、0.29%となりました。

これらは代替物質への転換など事業者の取組によって、環境への排出が削減されたものと考えられます。

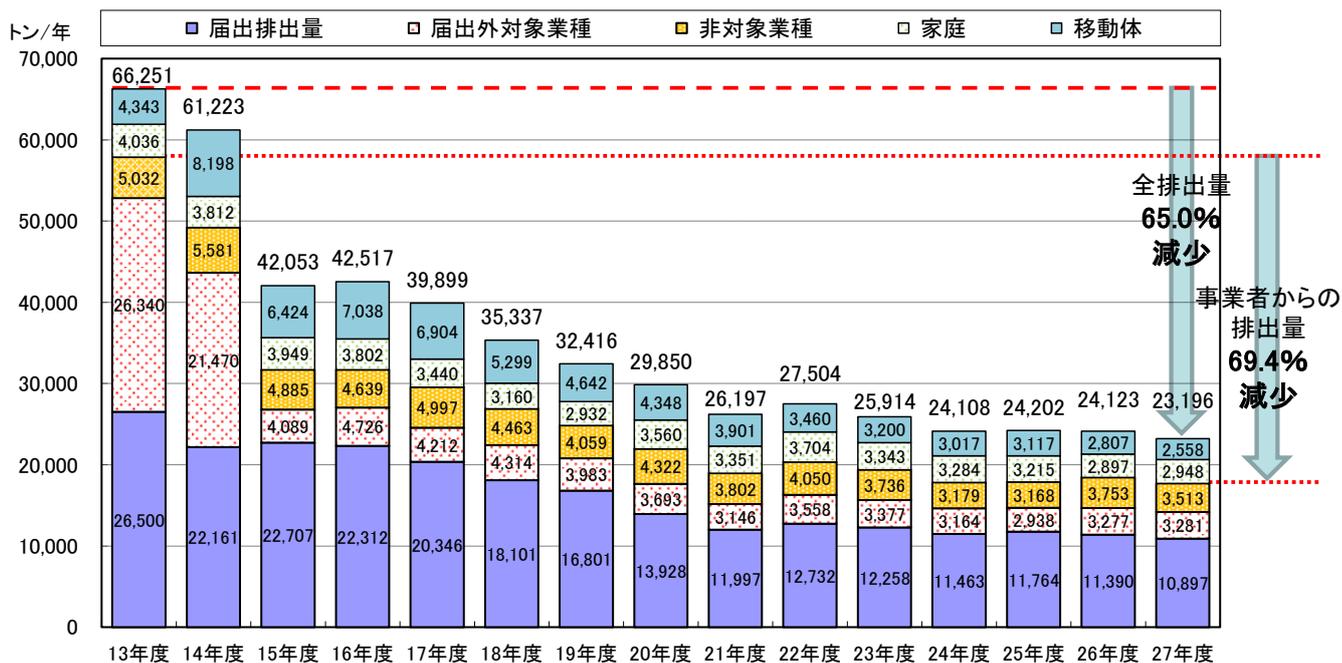
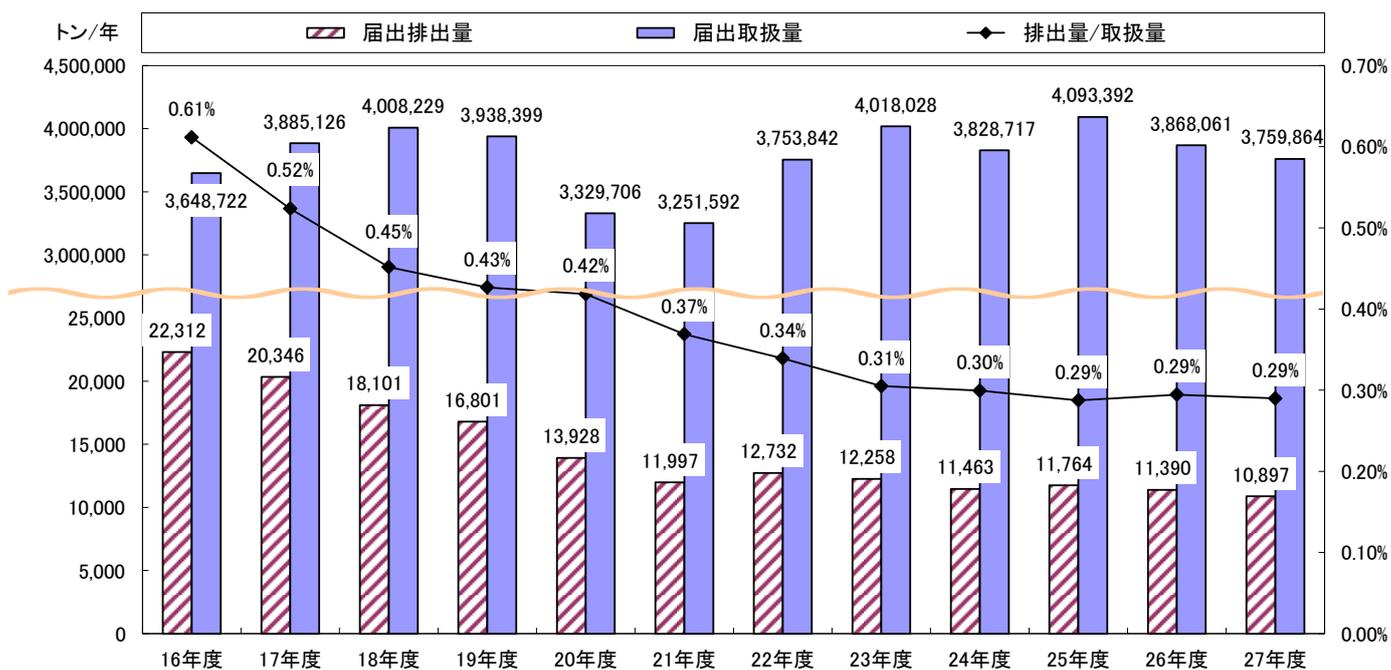


図5 全排出量の経年変化



(注) 平成22年度から届出対象物質が354種類から462物質に変更されている。

図6 届出取扱量に対する届出排出量の割合の経年変化

第3 他都道府県との排出量等の比較

排出量等の全国の上位5都道府県は次のとおりで、愛知県は届出排出量、全排出量及び届出移動量が全国第1位となっています。

表6 排出量等の上位5都道府県 (トン/年)

順位	届出排出量		届出外排出量		全排出量		届出移動量	
1	愛知県	10,897 (11,390)	東京都	16,401 (16,429)	愛知県	23,196 (24,123)	愛知県	29,482 (24,728)
2	広島県	9,515 (9,876)	愛知県	12,299 (12,734)	東京都	18,063 (18,458)	千葉県	17,275 (14,646)
3	静岡県	7,544 (8,438)	北海道	12,130 (12,396)	埼玉県	16,165 (16,839)	福岡県	17,140 (17,518)
4	埼玉県	7,347 (7,639)	大阪府	10,246 (10,684)	千葉県	15,702 (17,124)	兵庫県	14,275 (17,807)
5	兵庫県	6,625 (7,025)	神奈川県	9,894 (10,068)	神奈川県	15,446 (15,628)	大阪府	12,576 (16,329)
-	全国合計	154,176 (158,469)	全国合計	229,220 (239,691)	全国合計	383,396 (398,160)	全国合計	223,642 (224,452)

▼ 詳細は、以下の愛知県ウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/01jigyousya/kekka/27nen/index.html>

(検索キーワード「愛知県 化学物質排出量」)

用語の解説

○ 化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の要件をすべて満たす事業者。

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所

②従業員数 常用被雇用者 21 人以上の事業者

③第一種指定化学物質のいずれかを 1 年間に 1 トン以上（特定第一種指定化学物質については 0.5 トン以上）取扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者

○ 条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

○ 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として、排出量等の把握・届出が義務付けられている化学物質。

なお、平成 20 年の化管法施行令改正に伴い、22 年度から、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されている。

○ 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量。

○ 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量。

○ 届出外排出量

届出対象事業者以外の排出源から排出された化学物質の量。具体的には、届出対象業種であるが取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者（届出外対象業種）、農業など届出対象業種以外の事業者（非対象業種）、家庭及び移動体（自動車等）から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの。

○ 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量。